

令和3年第8回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和3年8月24日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男
教育委員 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長 大手 勉志
学務課長 直井 徹
保健給食課長 大野 篤彦
指導課長 大越 茂
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰
子ども青少年課長 香取 美弥
生涯学習課長 染谷 和之
スポーツ振興課長 豊島 寿
文化芸術課長 飯山貴与子
ふじしろ図書館副参事 蛭原 雅己
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 主査 谷口 京子
教育総務課 総務法規係 主事 中村 翔
7. 議 題
報告第17号 地方自治法第180条の3に基づく協議について
議案第46号 取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第47号 取手市放課後児童支援員等服務規程の一部を改正する訓令について
報告第18号 取手市スポーツ推進委員の免職について
報告第19号 令和3年度取手市一般会計補正予算（第7号）所管事項について（市長専決処分）の同意についての専決処分の承認について

8. その他

(1) 9月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前 9 時 43 分開会

○教育長（伊藤 哲）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和3年第8回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データにつきましては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは、教育長報告をいたします。

まず1点目でございます。緊急事態宣言等の発令に伴う対応についてです。新型コロナウイルス感染症の急速な感染再拡大に伴い、令和3年8月6日（金曜日）から茨城県全域に県独自の緊急事態宣言（8月16日からは「茨城県非常事態宣言」）が発令されました。また、8月8日（日曜日）から国のまん延防止等重点措置が取手市にも適用されたほか、さらに8月20日（金曜日）から国の緊急事態宣言が県全域に発令中ということになります。現在、まとめますと、県では非常事態宣言、国の緊急事態宣言が茨城県に発令されているという状況でございます。こういった状況下、現在、公共施設の休館、学校における部活動の全面禁止、授業のリモート対応などが県から要請されております。教育委員会での対応は次のような対応ということになってございます。基本的に、公共施設の休館ということでございますけれども、窓口の受付や本の貸出し、返却等は対応ということになってございます。

続いて2点目でございます。令和3年度関東中学校体育大会・全国中学校体育大会への出場ということです。こちらについては、令和3年8月6日から8月11日にかけて、関東中学校体育大会が関東1都6県の各会場で開催をされました。本市からは、県中学校総合体育大会を勝ち抜いた男子バスケットボール：藤代中学校、ソフトテニス競技の取手第一中学校を初め8つの競技に出場いたしました。試合の結果、全国大会のほうですけれども、男子ソフトテニスの取手第一中学校、女子ソフトテニスの取手第一中学校と、男子の柔道競技：藤代中学校が栃木県ないし群馬県の会場に参加しているところでございます。試合結果につきましては、後ほど御連絡したいと思います。今年は全国大会の出場が非常に多くて、コロナ禍の状況ではございますけれども、部活動に子どもたちがきちんと取り組んで、指導のかいもあってこういった成績を収めているところでございます。

続いて3点目、通学路交通安全対策についてでございます。こちらについては、7月30日（金曜日）に、通学路交通安全対策プログラムに基づきまして、令和3年度通学路交通安全対策推進会議を開催したところでございます。当日は、小中学校

のPTA代表の1人として猪瀬委員にも加わっていただきました。そのほかの関係機関ということで、取手警察署、竜ヶ崎工事事務所、小中学校の代表、市の道路管理者、安全安心対策課、教育委員会の関係機関ということで、各学校から報告のありました46か所の危険箇所について、安全対策の検討、協議を行いました。まず午前中のほうは、危険箇所8か所について現場を確認しながらの合同点検を実施し、現場でなければわからないような、横断歩道や学童注意などの路面表示等の設置場所などについて、細部にわたり確認を行っていただきました。午後は、午前中の現場確認や、事前に確認を行った写真、位置図を基に全ての危険箇所の対策について検討、協議を行いました。今後、協議しましたハード・ソフト両面での対策について、各関係機関で実施することになってございます。また、千葉県八街市での事故を受けまして、国から通知が来てございます。見通しのよい抜け道など、車の速度が上がりやすい場所や、大型車両の進入が多い箇所など、新たな観点から危険と思われる場所について、学校に再度報告を求めました。そこで報告された危険箇所について、8月27日（金曜日）に第2回の会議を開催しまして、今後、取手市において同様の事故が発生することがないように対策を検討し、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

4点目でございます。にこにこ元気なとりでっ子作品展を開催ということですが、こちらにつきましては、令和3年8月6日（金曜日）から8月17日（火曜日）まで、とりでアートギャラリーで開催をいたしました。市内の保育所、認定こども園に通われている4歳・5歳児の絵画作品800点のほか、各園の手作りおみこしや地域子育て支援センターの活動内容の展示もありまして、来場者1,375人においていただきました。私からの報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

報告第17号、地方自治法第180の3の規定に基づく協議についてを議題といたします。本件は人事案件でございますけれども、既に発令された内容のため、公開で審議をいたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

○教育部長（田中英樹）

報告第17号、地方自治法第180の3の規定に基づく協議について、御報告いたします。

議案の1ページをお開きください。令和3年8月10日付けで市長から、地方自治法第180条の3の規定による協議がありました。協議の内容は、学務課課長補佐、矢部晃一郎及び子ども青少年課課長補佐、海老原 充の2名について、市長部局職員として健康福祉部 保健センター 新型コロナウイルスワクチン接種推進室の職務を兼ねさせるため教育委員会と協議をするものです。この協議に対し、2ページにありますように教育長が同意する旨の回答をいたしました。また、3ページにありますように8月16日付で併任の辞令が発令されました。

なお、今回の協議については、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったことから、教育委員会の教育長に対する事務専決規程第2条第1項の規定により教育長が専決したため、同条第3項の規定により教育委員会の会議に報告し、承認を求めるものです。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

説明は終わりました。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いをいたします。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

説明ありがとうございました。この期間は，どのくらいまでの期間，この方々は併任していくのかということが1つ質問です。

それから，もう一つですけど，ワクチン接種関係のほうは結構進んでいるかとは思いますが，小中学校の教職員に対する接種に関して，どの程度進んでらっしゃるのかなというのを伺いたいのが2点目です。

それから3点目なんですが，中学，高校あたりのところまでかなり，小学校もそうですけど，ウイルスの感染が来ている状況になりまして，取手市としては小中学校関係の子どもたちへの接種に関してはどのように考えてらっしゃるのかなというようなところ。3点です。よろしく申し上げます。

○教育部長（田中英樹）

それでは，お答えいたします。まず，この併任辞令の期間でございますけれども，現在，特に定めているものではございません。基本的には，年度末までということになるかと思えます。ただ，状況によりまして，この併任が解かれることもあります。そのときにまた御報告することになります。年度始まってから，ワクチン接種の関係で教育委員会のみならず，各部署から人事の異動の発令が出ております。今回，教育委員会のほうにお話がありまして，2名に発令というようなことになっております。それがまず1点目です。

それから，もう一点が教職員の接種の状況ということでございますけれども，こちらにつきましては学校医さんからの御意見，御提言もございまして，我々も夏休み期間中になるべく教職員の方ということで進めてまいりました。現在の状況で申し上げますと，ほぼ100%に近いぐらいの教職員の方，教職員のみならず，教育補助員ですとか，それから給食の調理員さんなども含めまして，ほぼ100%の接種率になってございます。

それから，3点目の子どもの接種状況ということでございます。こちらにつきましても，取手市としまして8月に入りまして接種の予約，これも12歳から18歳までの予約を開始しました。データの的にはちょっと古いんですけど，8月10日時点で，12歳から18歳までの予約は，3割をちょっと超えたぐらいの予約の状況でございました。今もう8月の中旬を越えていますから，もっと予約数は入っているかなと思えますけれども，8月10日時点で約3分の1の予約という状況でございます。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

同じなんですが，今，小谷野委員のワクチン接種の割合で，放課後児童クラブの支援員の方々はどのようになっているか伺いたいのと思えます。

○子ども青少年課長（香取美弥）

子ども青少年課の香取です。キャンセル枠で消化された方がかなりおりましたので，実際には100名ほど支援員さんいらっしゃるんですが，まだ受けていないとい

う方は6名ぐらいなので、ほぼほぼ接種を受けているような状況です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

これより報告第17号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第17号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第17号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

議案第46号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、及び議案第47号、取手市放課後児童支援員等服務規程の一部を改正する訓令についてを一括議題といたします。

本件についての説明を香取子ども青少年課長お願いします。

○子ども青少年課長（香取美弥）

香取です。よろしくお願ひいたします。それでは、議案第46号及び議案第47号を一括で説明させていただきます。議案第46号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてです。

議案第46号を御覧ください。提案理由としましては、令和3年10月1日より開始される、取手市放課後子どもクラブ運営業務委託により民間委託をする、取手東小学校、高井小学校、藤代小学校の放課後子どもクラブについては、公営でなくなるため本規則の一部を改正するものです。

まず、参考資料8ページを御覧ください。取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則第5条第1項で「教育委員会は、放課後児童支援員及び補助員として適任者を任命し、これを子どもクラブに配置する。」となっておりますが、民間委託をする取手東小学校、高井小学校、藤代小学校については、取手市の教育委員会事務局の職員に対する任命行為を行わなくなりますので、同規則第5条第1項を「教育委員会は、放課後児童支援員及び補助員を子どもクラブに配置する。」とし、第5条第2項を「教育委員会は、支援員等として適任者を任命する。」とした上で、参考資料7ページの、令和3年10月1日付で施行されます取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部改正により追加される第4条の2に掲げる、取手東小学校、高井小学校、藤代小学校の放課後子どもクラブについては、規則第5条第2項の規定の適用除外とするものです。同様に、次条からの所長、コーディネーター、学習アドバイザーについても、それぞれ民間に業務を委託するので、任命行為及び委嘱行為がなくなるため、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項の規定も適用除外とします。

規則の改正箇所について説明させていただきます。議案第46号の1ページを御覧

ください。右側が改正前，左側が改正後となります。右側の第5条第1項の改正前，下線部分「として適任者を任命し，これ」を削除いたします。そして，左側の第5条第2項として「教育委員会は，支援員等として適任者を任命する。」を追加し，改正前第2項から第5項までを改正後の第3項から第6項までと繰り下げます。そして，改正後第8条の2「条例第4条の2各号に掲げる子どもクラブにあっては，第5条第2項，第6条第2項，第7条第2項及び前条第2項の規定は，適用しない。」を追加するものです。

続きまして，議案第47号，取手市放課後児童支援員等服務規程の一部を改正する訓令になります。議案第47号を御覧ください。提案理由としましては，令和3年10月1日より開始されます，取手市放課後子どもクラブ運営委託に伴いまして民間委託をする，3校の子どもクラブについては，取手市教育委員会事務局の職員を配置しなくなりますので，3校については本訓令を適用しなくなります。また，土曜日の開所につきましては，民間委託をする3校の放課後子どもクラブを拠点として開所いたします。そのため，公営の放課後子どもクラブでは土曜日の開所がなくなるため，本規定の一部を改正するものです。

まず，参考資料の12ページを御覧ください。取手市放課後児童支援員等服務規程第1条で述べられています，取手市放課後子どもクラブについて，令和3年10月1日付で施行される，取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の改正部分にある，第4条の2に掲げる民間委託となる取手東小学校，高井小学校，藤代小学校の放課後子どもクラブについては除くとするものです。次に，第4条で述べられている勤務時間についてですが，こちらは民間委託をする3校以外の公営の11小学校の子どもクラブについては，土曜日は開所しなくなりますので除くとするものです。

訓令の改正箇所について御説明いたします。議案第47号，1ページを御覧ください。右側が改正前，左側が改正後になります。左側，第1条の改正後「取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例（平成20年条例第7号）別表第1に掲げる取手市放課後子どもクラブ（同条例第4条の2各号に掲げるものを除く。）をいう。」を追加する。第4条，改正前下線部分「については」を，改正後「(子どもクラブの休所日を除く。)における勤務時間は，」に変更する。また，改正前「とし，同条第1項第2項に規定する土曜日については午前8時から正午まで」を削除するものです。付則としまして「この規則は，令和3年10月1日から施行する。」です。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上でございます。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いをいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。条例及び訓令の改正についてはではないんですが，いよいよ10月から取手東小学校，高井小学校，藤代小学校の3校の放課後子どもクラブが民間委託ということになります。お伺いしたいのは，まず今まで，この3校にお勤めだった放課後子どもクラブの支援員の方々，こちらのほうはほかの学校への再配置という形になるものなんでしょうか。

2つ目ですけれど、先ほどの前の議案ともかぶるんですけれど、前の議案の説明で、放課後子どもクラブ支援員の方々もほぼワクチン注射を終えているということで、民間委託される3校の放課後子どもクラブに関しては、その辺何か情報がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○子ども青少年課長（香取美弥）

御質問にお答えいたします。まず、支援員の配置なんですけれども、なるべくお子さんたちが動揺しないように、不安を持たないように、一応継続というか業務委託しますシダックスさんのほうに継続で勤務、移行するという形で今面接を行っておりまして、ほぼほぼ移られる方が決定しているような状況なんですけど、クラブによっては7割方移行される方もいらっしゃいますし、クラブによっては半分ぐらいという形で、現在お話を進めていただいている状況です。ただ、そこに埋まらない人員につきましては、シダックスさんのほうで求人をかけて、ある程度、定数が確保されるような形で進められているということは伺っております。

あと、ワクチンの状況なんですけど、ちょっと新しい方につきましてはまだ情報を得ておりません。申し訳ありません。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第46号及び議案第47号を順次採決いたします。

お諮りいたします。議案第46号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり決定いたしました。続いてお諮りいたします。議案第47号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり決定いたしました。報告第18号、取手市スポーツ推進委員の免職についてを議題といたします。本件についての説明を豊島スポーツ振興課長お願いいたします。

○スポーツ振興課長（豊島 寿）

報告第18号、取手市スポーツ推進委員の免職について、御説明させていただきます。提案理由は、令和2年4月1日付で、教育委員会よりスポーツ推進委員に委嘱しました黒澤世利子さんにつきまして、御本人から、一身上の都合により令和3年7月27日付けで職を辞任したいとの申し出がございました。それを受けまして7月30日付けで、取手市スポーツ推進委員規則第3条第2項により、免職としたものでございます。以上、御承認をお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上です。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いいたします。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結といたします。

これより報告第 18 号を採決します。

お諮りいたします。報告第 18 号は，報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。報告第 18 号は，報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第 19 号，令和 3 年度取手市一般会計補正予算（第 7 号）所管事項について（市長専決処分）の同意についての専決処分の承認についてを議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

それでは報告第 19 号について，御説明申し上げます。こちら，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により，市長より意見を求められましたが，委員会を開催するいとまがなかったことから，取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第 2 条第 1 項の規定に基づき，別紙のとおり異議がない旨を回答したことを御報告いたします。

初めに，資料の 7 ページを御覧ください。令和 3 年度一般会計 8 月 6 日専決補正予算の概要という資料になります。こちらは，7 月 11 日に発生しました集中降雨による災害に対応するため，応急処理経費の補正予算措置を 8 月 6 日付けで専決処分を行ったものです。

専決処分の内容については，資料の 9 ページを御覧ください。歳出補正の合計額 3,257 万 4,000 円のうち，教育委員会に関するものについて御説明いたします。まず，需用費の項目ですが，教育総務課の所管として，永山中学校のガス空調機の故障対応のため修繕料 85 万 8,000 円を計上しました。次に，工事請負費の項目です。同じく教育総務課所管として，永山中学校の校庭の土砂流出による近隣への被害を防止するため，道路境界ののり面について，土留め設置工事を行う工事費 652 万 6,000 円を計上したものです。以上が，教育委員会の歳出補正額としては，合計で 738 万 4,000 円となります。なお，財源につきましては，財政調整のための財政調整基金繰入金から取崩しをしまして対応予定となっております。

説明は以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上です。

本件につきまして質疑，御意見ございましたらお願いをいたします。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございます。この永山中学校北門ののり面の工事なんですけ

ど、こういうとっさに起きた工事というのは、この工事費というのは業者が言う値段において請求されているのか、もともと取手市で工事を行うと、大体概算の見積りみたいなものがあるからこの値段なんですか。

○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

今回の工事費については、あらかじめ工事業者のほうに数社見積りをとりまして設定した金額になります。標準的な工事費というわけではございません。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第19号を採決します。

お諮りいたします。報告第19号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。報告第19号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて報告19、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いします。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

松戸です。よろしくお祈りいたします。報告19、いじめ防止策の取組状況に関する報告について、いじめの再発防止策への対応について、次のとおり報告させていただきます。

御手元の資料1ページお祈りいたします。1 子どもと親の相談員研修会の実施について報告させていただきます。8月10日、教育総合支援センターにおいて、9名の子どもと親の相談員の方が研修会に参加して、午前中、学校連携支援員、学校教育相談員、教育相談員と一緒に研修を行いました。

第1部としては、4か月間の勤務実績から学んだこと、事案等について情報共有をして、その具体的な対応の仕方や、守秘義務の在り方、これからの相談活動について共有を図りました。四角内は、その中で出てきた意見を一部抜粋をさせていただきました。9年間勤めていただいている方からは、以前はどちらかというと、クラスでの学習や生活支援といったものが主な業務であったが、最近では、やはり児童や生徒を対象とした相談業務が増えているといったところです。また、相談員が、自分だけの悩み事ではなくて、今回こういう研修を積み重ねたことによって、ほかの相談員と共有できたということが安心感につながったというような御意見をいただきました。

第2部といたしましては、取手市スクールカウンセラー・スーパーバイザーの藤原先生を講師として、脳科学の考えを生かした相談室の対応について講話をいただ

きました。児童生徒や保護者が抱える悩み事や相談内容が多様化する中で、脳の仕組みと働きのほかに、学校や医療機関、福祉分野との連携の必要性について講義をいただきました。研修の後半には、いじめの定義、いじめられるとどういう行動に変化が起きるのか。自殺直前のサインや自殺の心理といった具体的などころについても、その考え方について共有をさせていただきました。子どもと親の相談員の役割としては、やはり学校と相談者のつなぎ役、学校のアンテナ役、相談者にとっての聞き役となつて、知り得た情報については学校と共有をしていくということを伝達いたしました。その際に、茨城県教育研修センターの資料を活用して、そういった内容のことを伝達いたしました。

続いて、2 夏期希望研修「道徳科授業研修講座 実践編」の開催についてです。8月5日、齋藤眞弓先生を講師としてお招きして「道徳科授業の充実を図るために」～すぐに実践に生かせる小技ヒント集～という議題のもと、研修を行いました。研修には42名の教員が参加いたしました。第1部の講話では、道徳教育及び道徳科の授業が目指す点について、根拠を示しながら御講話をいただきました。第2部については、講師である齋藤先生による模擬授業という形で、具体的な事例を含めながら、参加者である教員が児童生徒となつて授業を行いました。講師の齋藤先生からは、これからの未来を生き抜いていく子どもを育てるためには、時代とともに新しい道徳授業へと変わることが必要である。子どもたちが自分で考え、よりよい生き方を見つけられるような授業を目指すことが重要であるとの御助言をいただきました。また、文科省が示している、いじめに真正面から向き合う、考え、議論するという道徳への転換をするためには、道徳的価値に対して、自分のこととして多面的、多角的に考えることができるように、道徳の質的転換による、いじめの防止に向けた、多様な指導方法を工夫する必要があるのではないかとといったところも御助言をいただきました。

以上で報告を終わります。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上でございます。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

御説明ありがとうございました。ここ最近、北海道のいじめの件がテレビでもう毎日のように報道されていて、学校と教育委員会が本当に大きな的になっているんですね。ああいうふうの一つのことが、もう全国ネットで報道されるという状況が続くと、先生方も疲弊してくるという状況につながっていったり、いじめに対する考え方が、それが公で言っているいじめの定義なんだとしても、いじめに対する考え方というのがいろいろな方向性に働いていくというのは、そういう危険性もあるのかなと個人的に思っているんですね。そういった意味では、この間、道徳の実践編のほうに一緒に参加させていただいたんですけど、先生方の聞かれている姿勢とか本当にすばらしくて、こういったことに意欲的に参加している姿勢が、これがすぐ子どもたちのほうに移行してもらえるのが一番いいんですけど、でも、なかなかそうはいかないというのはもう目に見えているんですけど、こういうものを続けていくことが教員の資質の向上に間違いなくつながっていくんだということを、参加させていただいて改めて感じましたので、今後ともこういった生きた研修会をどんど

ん進めていっていただきたいなというような思いです。意見でございます。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

ありがとうございます。今回の希望研修につきましては、隣にいる大越課長、指導課の指導のもと希望研修という形で、幅広い分野で希望研修をさせていた中の1つでございます。単発で終わるのではなく、もう少し子どもたちに実際に還元できるような取組といったところで、教員に対しての働きかけ、周知は今後必要になってくるのかなというふうに思います。貴重な御意見ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。私も、小谷野委員が今おっしゃったことと重なる部分がありますが、1番の子どもと親の相談員の研修会について意見を述べさせていただきます。

通常、地域福祉の最前線として、民生委員として地域福祉に関わっている者として、地域の声を拾う、また子どもと親の相談員の方々も子どもたちの声を拾うということで、共感する部分が日頃からあります。私が民生委員でとても役立っているなど思うのは、月に1度の定例会で、ほかの委員さんたちと意見交換、その折には事例なども言われて、こういうことがあるんだけどどうしたらいいと思うということ、民生委員ですから守秘義務がありますから、その守秘義務の枠の中でいろいろ相談した、こういうときはこうすればいいのかというケーススタディーにもなっております。

今回の子どもと親の相談員の研修も、そのような形でされたということで、ぜひこういった研修も年内はもう予定はされていないということでしょうが、こういったことも定期的に開いていただいて、子どもと親の相談員の方々、ふだん学校で一人で勤務されていて、先生でもない、またスクールカウンセラーでもない、本当に子どもの声を、この中にもありますが、先生の立場とは違う垣根を低くした状態で素直に拾ってくださっている方々と思いますので、そういった方々の、ふだん一人で勤務されてる方々の意見交換、またケーススタディーの場として定期的に開いて研修を重ねていただければなと思います。以上です。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

ありがとうございます。年度内なんですけど、もう一度予定をしております。そこでは、特別支援教育といったところの視点からの相談業務といったところに焦点を当てて情報共有、また講演という形を考えております。一人職というようなお仕事です。お一人で抱えることが、精神的な部分での負担になることも十分考えられますので、定期的にセンター職員が足を運んで、情報を逆にこちらから得るというようなことを継続していきたいと思っております。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。私も、子どもと親の相談員の方の研修会、相互の交流も含めてよかったなと思います。先ほど櫻井委員もおっしゃったように、子どもや親の声を聞いて、学校の先生方に伝える、スクールカウンセラーに伝える役

割もとても大きいので、子どもの声と、それをサポートする側のつなぎ役というか、そんな感じがあると思います。

あと、スクールカウンセラーと子どもと親の相談員の違いとしては、スクールカウンセラーの心理的な援助というのは、専門性というのがベースにある。でも、子どもや親との人間関係をさらにそれを支えるものとしながらなんですけども、子どもと親の相談員の方は、地域の方で、地域の子育ての一環というところでの日頃からの関係を生かして、スクールカウンセラーって子ども自身がどうするかという横の関係を大事にするんですけど、子どもと親の相談員の方は、地域のお兄さん、お姉さん、おじさん、おばさんというか、斜め上というか、そういう親には話しにくい、先生にも話しにくいけどというのがとらえられればいいかなと思います。ただ、ここに書いてあるように情報共有があるので、前にも松戸先生にお話ししたんですけど、子どもに言うとき、小さな秘密は守るけど大きな秘密は守れないからね、あなたを守るのが私の役割だからと。最初に、何も話さないよというのは言わないという、この辺が勉強会のテーマだったかなと思います。

2点目に、藤原先生の中で自殺のことがありましたけど、今、本当に国としても、文科省のほうも、どうやったら自殺を防げるのかという、命の大切さの教育というところをベースにしながらも、自殺直前のサインをどう受け取るかということを中心に議論しているところで、今まではいじめ、不登校って大きな問題だったんですけど、もう一つ、自殺を防ぐという大きな柱が文部科学省のほうでも立っておりますので継続的に、自殺直前のサイン、もうこれは一般論ですけど、自殺直前の場合には視野狭窄といって、周りは先生方の笑顔とか、親に迷惑——亡くなると誰かを悲しくさせるというのは分かるんだけど、自殺直前の方というのは視野が狭くなって、そういう援助者が見えなくなるというか、そういう直前のサインというのが一般的なので、そういう自殺のサイン、自殺の心理というのは、これは多分、子どもと親の相談員だけではなくて、教職員みんなの共通の知識かなと思います。今、たまたま10年前に出た生徒指導提要の改訂の会議がこの夏から始まりまして、私も協力者の1人なんですけども、自殺についても、その辺をきちんと方針を示そうということになっておりますので、みんなで引き続き勉強をできていければいいかなと思います。

それから昨年、令和2年の後半ですかね、子どもの自殺の数が増えましたよね。この理由は、もちろんコロナだけではないと思うんですけど、コロナの影響もあって、人間関係の厳しさとか孤独感とか、御家庭の社会経済的な影響とか、いろいろ言われていて理由はわからないんですけど、去年の後半増えたというのがデータとして出ているので、特にコロナの間は3密を避けてというか、人間関係にとっても危機ですよ。よくやっているねって、握手したり、頭に触ったりというのができない教育なので、もちろんグータッチとかやるんですけど、でもやっぱり私たちが大事にしてきた子どもとの密の関係ができない中で、わかってくれる子もいれば、寂しいという子どももいますので、その辺も含めて自殺予防というのは、よりきちんとやる時期かなと思います。

すいません、もう一点。道徳は本当にタイムリーにやられて、道徳がまさに新しい教科で変わろうとしているので、考え、議論する道徳というのは全くおっしゃるとおりで、先ほど小谷野委員も言われたように、これ教員にとっても答えがないので、もう一緒に考えるというか、何なんだろうねというのが、多角的になるので、

ぜひ皆さんと一緒に道徳のほうが進んでいくと、命のこととか、いじめの予防にも、自殺の予防にもつながってくる。自殺という言葉がいいのか、自死という言葉がいいのか、今いろいろな言い方されて、自殺という言葉は慎重に、丁寧に、そこまでのつらい気持ちがあったということの一つの行動なので、気持ちは理解しつつ、でも、死なないでほしいというのが我々の気持ちなので。

ということで、3点感想です。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

ありがとうございます。子どもと親の相談員の方々とは、いじめの定義について、しっかりと法的根拠に基づいた解釈といったところをさせていただきました。自死事案、自殺につきましては、その兆候といったところについて、例示を加えながら、私たちも含めてなんですが、確認をさせていただいた次第です。

先週ですか、新聞の中では、昨年度、令和2年は自殺が過去一番多かったと……

○教育委員（石隈利紀）

児童生徒ですね。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

はい、そうですね。小学生、中学生、高校生、令和3年に入って1月から6月期も、さらにそれを上回っているというような情報がありましたので、先日行われた臨時校長会の中では、そういう状況下であるといったところは、校長先生方にお伝えをして、学校の中で取り上げていただくようお願いをしたところです。

次に、道徳につきましては、やはり発達段階に応じた学習内容がいいのではないかとといったところで、文科省から出されているような例示も当然、学校の中で議論をしていただきながら、アレンジを加えて実施していく方向を考えております。

以上です。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございます。今お話聞いていて、ちょっと素朴な疑問なんですけど、守秘義務がありながら、先生に話さないでほしいという児童があるということで、先ほど石隈委員からも、大きなことは話すよと言うんですけど、その場合に子どもに話したとき、だれども子どもは先生に話さないでほしいという気持ちで相談される。そういうときの対応だったり、そうすると本当に相談員の方と先生との信頼感と情報共有の大切さというのは、すごく大切なんだと思います。そういうケースの場合というのは、どのような対応があるんでしょうか。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

ありがとうございます。実は今、御質問あったところが、相談員の中からも具体的にどうしていこうかといったところで、非常に議論になった点でございました。しかしながら、命を守るといったところにつきましては、やはりしっかりと情報を共有して対応していくといったところは、私たち揺らいではいけないのではないかとといったところを最後、みんなで確認をした次第です。

2つ目として、絶対に先生に言わないでねと言ったことに対しての情報の共有ですが、これは今、委員からお話があったように、絶対に相談者に漏れてはいけないといったところもございますので、大人の信頼関係、これは絶対条件というふうに考えております。そういったところで、この2つのことについては守秘義務の柱と

して、研修を重ねた次第でした。以上です。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございます。

○教育委員（石隈利紀）

今の猪瀬委員と、センターのほうから言われたとおり大事なところで、守秘義務、要するに相談員は情報の守秘義務と、その子どもを守るための情報の共有義務と、両方の義務があるんですね。だから、その両方のバランスをどうするかということで、先生に話さないでほしいって、小さな秘密は守るけど大きな秘密は守れないと言った後、でも先生に話すときにはあなたに必ず伝えて、どんなふうに話すか、相談するからねというふうに私は言います。そうしたら、大体話をしてくれて、それは大変だね、相談員だけでは解決できないので、担任の先生にもちょっと相談していいかなとか、親御さんに伝えていいかなとかって、そうしたら親はいいけど、先生はだめと。では、まず最初に親御さんに言って、それから先生に伝えるから、あなたと作戦を組みながらやるねという話をします。これは原則論で、その場その場で非常に難しいので、この相談員の方が悩まれるというのは、とても自然というか、悩みながらやっていただければいいんですけど、原則はそういうところで、あと松戸先生おっしゃったように、大事なものは、その話を教員と相談員でやった後のチームの守秘義務というか、その話をした教員と相談員とスクールカウンセラーだけが情報を共有して、ここで共有したから学校の誰でもしゃべっていいとかではなくて、そのグループの守秘義務というのもありますので、その辺のところの守秘義務、グループの守秘義務、でも命に関わるかなり大きなものだったら、学校全体の危機管理と、3つの段階ぐらいで整理しています。感想の付け加えになりましたけど。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告19の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告19の議事を終わります。

委員の皆様にお知らせします。この後議題となります議案第48号については、個人が特定できる情報を取り扱う内容の議案となります。議事を非公開とすることを発議したいと思います。

お諮りいたします。議案第48号の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議ございませんので、議案第48号の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは、議案第48号、教育委員会に対する審査請求についてを議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。議案第 48 号は、原案のとおり決定をいたしました。
非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

[会議室開鎖]

○教育長（伊藤 哲）

次に、その他に入ります。

事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課長補佐（蛭原康友）

事務局から 1 点、御報告申し上げます。9 月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてになります。委員さんの御手元のほうに、令和 3 年 9 月予定行事報告表、8 月 24 日現在のものがお配りされているかと思えます。9 月 25、26、それから 30 日とイベントのほうが予定されておるんですけども、新型コロナウイルス感染症の状況によっては変更の可能性もあり得るということで、現時点での予定ということで御了解いただければと思います。また、下に書いてあります休館日のほうも変更となる可能性もございますので、御了解いただければと思います。

来月の教育委員会定例会なんですけれども、9 月 28 日（火曜日）午前中を予定しております。また改めて御通知を差し上げますので、御確認いただければと思います。事務局からの報告は以上です。

○教育長（伊藤 哲）

それでは、教育委員のほうから何かございますか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○教育長（伊藤 哲）

それでは、以上で今定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

令和 3 年第 8 回教育委員会定例会を閉会といたします。

午前 10 時 48 分閉会